

公有地信託契約における受託者の受益者に対する費用補償請求

筑波大学准教授

星野 豊

Hoshino Yutaka

東京大学商法研究会

最高裁平成 23 年 11 月 17 日
第一小法廷判決

平成 22 年(受)第 1584 号、兵庫県対三菱 UFJ 信託銀行ほか 1 名、立替金請求事件／判例時報 2136 号 30 頁／参照条文：平成 18 年改正前信託法 36 条 2 項

事実

Y 県（被告・被控訴人・上告人）と X 信託銀行ら（原告・控訴人・被上告人。なお、契約締結時から本判決までの間に、X ら側の一部に商号変更、吸収合併等が生じている）は、Y 県議会の議決を経た上で、昭和 62 年 12 月、Y 所有の本件土地につき、昭和 61 年地方自治法改正により創設された公有地信託として、Y を委託者兼受益者、X らを受託者、信託期間を 28 年間とし、本件土地上にゴルフ場を中心とする本件施設を建設し、これを管理運営することを目的とする、本件信託契約を締結した。

本件信託契約では、X らが、73 億円（後に 94 億円に変更）を限度として建設資金等を借り入れて本件施設を建設し、これを管理運用して得られる収益から借

入金を返済した後、剩余金を信託配当として Y に支払うものとされていた。

また、本件信託契約では、次のような条項が契約書に記載されていた。

① 18 条本文「信託財産に関する公租公課及び登記費用、設計監理費用、造成・建設工事等請負代金、借入金の返済金及び利息、本件信託土地及び本件信託施設の修繕・保存・改良の費用、損害保険料その他信託事務に必要な費用は、信託財産から支弁する。〔後略〕」

② 25 条「X らは、信託の収支に不足金が生じる場合には、その処理方法について、あらかじめ Y と協議しなければならない。」

③ 32 条 2 項 3 号「X らは、信託の終了時に借入金債務その他の債務（信託終了後支払を要する費用を含む。）が残存する場合には、Y と協議の上、これを処理する。」

④ 32 条 2 項 4 号「信託終了に要する費用は、信託財産から支弁する。」

X らは、本件信託契約に基づき、建設資金等を借り入れた上で、本件土地上に本件施設を建設し、平成 3 年 8 月に営業を開始したが、阪神・淡路大震災が発生した平成 7 年以降に入場者数が落ち込み、事業収支が悪化するに至った。X らは、平成 13 年 11 月頃、信託配当が見込まれなくなるどころか、信託期間満了時に約 81 億円もの借入金が残存する予定である旨を書面で Y に伝え、Y と X らとは、平成 15 年 3 月以降、本件事業に資金不足が生じた場合の処理方法について協議を重ねるようになった。

X らは、借入金の金利負担を軽減するため、Y の承認を得た上で、借換えをするなどしていた。これに対し Y は、平成 13 年 4 月に X らが訴外 A 銀行から借換えのために融資を受けた際、同行との間で損失補償契約を締結し、X らの債務につき事実上保証し、その後の同行との借換えの継続に際しても損失補償契約を締結してきた。ところが、平成 17 年秋頃、Y は X らに対し、翌年春の借換えについては損失補償契約を締結しない旨の意向を示した。X らは、これに対して、Y の損失補償契約が得られなければ、X らがその固有勘定で弁済せざるを得ない旨文書で通知したが、Y は、信託期間中に資金不足が生じた場合は、受託者の責任で対応すべきであり、損失補償契約を締結することはできない旨を文書で通知した。

結局、Yの損失補償契約が締結されなかったことから、XらはA銀行からの借入れを継続することができず、また、他の金融機関からも融資を受けることができなかった。このため、平成18年3月末頃、本事業の遂行のために借り入れていた合計約79億円をA銀行等に返済した。

なお、自治省（現総務省）の研究会が昭和61年に取りまとめた報告書には、信託財産の運用が当初の見通しと大きく異なった場合には、信託の終了に際し地方公共団体が債務を承継する可能性がある旨が記載されており、同省事務次官は、地方自治法改正後程なく、各都道府県知事及び各指定都市市長宛に、公有地の信託には信託法等の適用があることに留意するよう注意を喚起する通知をしていた。また、Xらが昭和61年にYに対して提出した公有地信託の概要等について説明した文書中には、信託受益権の性質として、利益享受に関しては所有者の権利と同一であり、管理・処分の成果損失は全て受益者に帰属する旨が記載されていた。さらに、Yの副知事であった訴外Bは、本件信託契約締結を審議したY県議会において、信託期間満了時にYが債務を引き継ぐことも制度的にはあり得る旨を答弁した。

本件は、以上の経緯の下で、XらがYに対し、本件信託事務の遂行のために負担した借入金を自己の固有財産をもって弁済したと主張して、平成18年改正前信託法（以下、「旧信託法」という）36条2項本文に基づき、負担した費用約79億円の補償を請求した事案である。

第1審である神戸地判平成21・2・26金判1324号42頁は、①費用補償請求権は、信託契約の本質をなす権利ではないから、当該信託契約にこれを排除する規定がないことのみで費用補償請求権が法律上当然に認められるわけではなく、同権利の有無は、信託契約の解釈によって決せられる、②本件信託契約18条の規定は、Yが信託土地を譲渡すること以外の新たな財政支出をすることを避ける趣旨と解釈するのが相当であり、費用補償請求権を排除した規定と見るべきである、と判示して、Xらの請求を棄却した。

これに対して、原審である大阪高判平成22・5・14金判1380号36頁（参考収録）は、①受託者は実質的に受益者の財産管理人に過ぎず、信託財産から生ずる利益・不利益は全て受益者に帰属すべきものであつて、旧信託法36条2項の規定する受益者に対する費

用補償請求権はこれを制度的に保障したものと言うべきである。そして、受益者が信託契約の当事者でない他益信託と異なり、自益信託では同条の適用を制限的に解釈する必要はないから、契約上特に排除されていない限り、受託者は費用補償請求権を行使することができる、②本件信託契約18条、32条2項4号の規定は、信託財産に対する費用補償請求権を先に行使することを定めたのみであり、受益者に対する費用補償請求権の行使を制限したものではない。また、本件では信託財産に対して先に費用補償請求権を行使すると信託の続行が不可能となる事情がある以上、受益者に対する費用補償請求権の行使は妨げられない、③Yの主張するXの忠実義務違反、善管注意義務違反はいずれも認められない、とそれぞれ判示して、Xらの請求を全て認容した。

Yは、本件信託契約の解釈上、旧信託法の適用が排除されている旨主張して、上告受理申立てをした。

判旨

上告棄却。

I 上記事実関係に照らせば、「公有地の信託といえども、旧信託法の規律に従い、受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用があるのが原則であることが公有地の信託に関する関係者の共通認識であり、Yもその例外ではなかったものというべきである。したがって、本件信託契約において同項本文の適用を排除しようとするのであれば、そのための交渉が重ねられてしかるべきところ、YとXらとの間において、本件信託契約の締結に至るまでの間に、かかる交渉がもたれたことは全くうかがわれない。」

II 「本件契約書の契約文言を見ても、18条本文」には「旧信託法36条2項本文の適用を排除する趣旨の文言はなく、また、32条2項4号」「にも旧信託法36条2項本文の適用を排除する趣旨の文言はない。」「本件契約書には、ほかに旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨を文言上明確に定めた条項はなく、かえって、本件契約書においては、」25条及び32条2項3号の規定が存在するが、これらの規定は、「Xらが負担した費用については、最終的にYがこれを負担する義務を負っていることを前提に、その具体的な処理の方針等についてYがXらと協議する機会を設けるべきことを定めたものと」解される。

III 加えて、本件信託事業の収支が悪化した後である平成15年3月以降、YとXらとは、「資金不足が生じた場合の処理方法について協議を重ねるようになったが、その協議の過程において、Yが、Xらに対し、自己の費用補償義務を否定するような態度を示したことはうかがわれず、かえって、Yは、複数回にわたって損失補償契約を締結してまでXらの資金調達を支援してきた……というのである。」「以上の事情に照らすと、本件信託契約において、受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の適用を排除する旨の合意が成立していたとはいえないというべきである。」

IV 「なお、本件契約書18条本文は、XらがYに対する費用補償請求権を使用するより先に、まず信託財産から費用の補償を受けるべきである旨を定めた規定であると解する余地がある」が、Xらが本件信託財産から費用補償を受けようとした場合には、本件信託の目的が達成不能となることは明らかであるため、「Xらが、Yに対し、旧信託法36条2項本文所定の費用補償請求権を直ちに行使することは、本件契約書18条本文によっても妨げられることはないと解するのが相当である。」

なお、本判決には、宮川光治裁判官の補足意見が付されており、①信託対象を土地に限定している地方自治法238条の5第2項は、土地の有効利用が特に必要であるとの現実に即したものであり、受託者の費用補償請求権を排除した規定ではなく、本件信託契約上協議条項があることからも、受託者の費用補償請求権は排除されていない、②本件信託契約上、Xらには種々報告義務、協議義務がある一方、Yには強い介入権限があり、現にそれを行使していることからすると、Xらが本件信託に関する費用を負担しないことは不合理ではない、と述べている。

評釈

判旨賛成。

I 本判決は、公有地信託に係る信託契約の解釈として、関連法令の規定、契約書の条項、及び関係当事者の協議の経緯からして、受託者の受益者に対する費用補償請求権を定めた旧信託法36条2項本文の規定が、契約上排除されていないと判断した事例である。本判決は、旧信託法に関する事例判断であるが、土地信託に関して現時点で実務上紛争が生じてい

るのは、旧信託法時代、特にバブル経済崩壊前に比較的長期間の信託期間を以て設定された信託関係を中心であるから、後述する受益権放棄と費用補償請求権の帰趨との関係を含めて、本判決が実務に及ぼす影響は少なくないものと考えられる。

II 本件の法律論は、比較的明確なものであり、要するに、①地方自治法により創設された公有地の土地信託に対しても信託法の規定が適用されるか、②信託契約の解釈として、受託者の受益者に対する費用補償請求権が排除されているか否か、の2点である。これらの点について本判決は、地方自治法の所轄官庁からの報告書や通知からすれば、信託法の規定が適用されることは関係者の共通認識であった（判旨I）、本件信託契約の条項上、Xらの費用補償請求権が排除されていることは窺えない（判旨II）と判示し、さらに、本件信託事業の収支が悪化した以降の協議、特にYが途中までXらのA銀行からの借換えに対して損失補償をしていたとの事情を付加した上で（判旨III）、本件信託の目的達成のためには、本件信託契約の条項の解釈にかかわらず、信託財産よりも先に受益者に対して費用補償請求権を使用することは許される、との判断を付け加えている（判旨IV）。

これらの判示事項を素直に考えるならば、要するに、契約で明確に排除されていない限り、信託関係に対しては信託法の規定が条文どおり適用される、ということであり、この解釈は、信託の本質をどのように捉えようと、あるいは、信託をどのように類型化しようと、「法律の適用」として一貫した判断を示したものと考えることができる。また、実務上の衡平の点から見ても、本件で問題となっているのは、信託事業が終了した後の収支悪化の責任の帰属ないし配分ではなく、信託の管理処分の過程で発生した費用の補償を信託法に基づいて信託財産ないし受益者に対して請求できるか否かであるから、信託関係が継続している限り、管理処分に必要な費用については契約ないし法律どおりに負担すべき者が支払え、という結論は、ある意味で当然のものと考えられる。

III 以上のように本判決を捉えると、費用補償請求権の問題は、契約で特に排除されているのではない限り、信託法の規定どおりに処理することが、信託関係当事者の意思に合致する、と考えるべきこととなる。したがって、費用補償請求を受けた受益者が受益権を放棄した場合には、「前項ノ規定ハ受益者カ其

ノ権利ヲ抛棄シタル場合ニハ之ヲ適用セス」と規定した旧信託法 36 条 3 項に従い、受託者は当該受益者に対して費用補償請求権を行使できなくなるはずであり、同条同項が例外を規定していない以上、かかる場合に費用の全部または一部を受益者に負担させるためには、受託者と受益者との間で個別に合意ないし和解が成立する必要があると考えられる。

もっとも、このような解釈は、受託者にとっては、大幅な業績悪化を生じている信託事業の最終収支を、事実上自ら負担する結果となることを意味している。このため、受託者側からは、自益信託ではそもそも受益権は放棄できないとか、費用の発生時期と受益権放棄の時期の先後関係によって受益者が受益権を放棄できる範囲を制限する等、様々な次元における信義則上の考慮要素を加味させることで、本判決との判断の棲み分けを図ろうとする議論が試みられている（かかる主張を容れた下級審判決として、大阪地判平成 25・3・7 判時 2190 号 66 頁）。

しかしながら、一定の類型の信託関係ではそもそも受益権が放棄できないとの解釈は、信託法上の根拠が不明であるだけでなく、そのような受益者の利害に関わる重要事実が信託関係の形成ないし受益権の譲渡等の際に、受託者等から受益者に対して明確に説明されていたかが、別に問題とされざるを得ない。また、費用の発生時期により受益権の放棄を制限しようとする解釈も、信託法上の根拠が明らかでなく、かつ、信託財産の管理処分権限を有する受託者によって、費用の発生時期がかなり柔軟に調整される可能性がある以上、受益権を放棄するか否かを受益者が選択する時期については、受益者が受託者から関連する情報を開示され、費用の発生と費用補償義務の存在を知った後に行うことができるのではなければ、旧信託法 36 条 3 項の趣旨が没却されてしまう恐れがある。

このように、信託関係の解釈を「実質的観点」から行おうとする場合には、信託法上の根拠を明示できない以上、かかる解釈の理論的根拠は何か、そもそも信託関係の本質をどのように考えるか、という点から議論を出発させる必要があるほか、関連問題に係る最高裁判決である本判決との関係をも考慮しなければならないわけであり、説得力のある一貫した議論を提示することは極めて困難である。現に、前掲大阪地判では、旧信託法の立法過程における草案の変化から、かなり無理のある解釈が導かれているのみならず、本判

決についても全く触れられていない。

ただし、現状試みられている各種の解釈を善解すれば、その背後には、本件信託事業は事実上受益者自身が主体的に管理運営する事業であり、信託財産の管理処分から生じた利益も受益者に帰属することとなる以上、事業の過程で生じた費用負担や事業の失敗の責任を免れることは許すべきでない、という考え方があることが窺われる。しかしながら、そのような考え方を基盤としたとしても、「受益者の責任」を認めるためには、受益者が信託財産から利益を享受していただけでは根拠として不十分であり、受益者自身が主体的に信託財産の管理処分に関与ないし影響力を及ぼしていたことが、必須の要件となると考えられる（星野豊・信託法 204 頁以下、同「『信託関係』における『受益者』の責任(1)～(3・完)」NBL673 号～675 号）。さらに、仮に受益者が「実質的な受託者」であったとして「受益者の責任」が認められ得る場合においても、本来の受託者が自己の保持する権限を適切に行使する義務を免れることは以上、受託者が完全に免責されると考えることは、関係当事者間の衡平に反するものであり、信託関係の解釈として適切でないと言うべきである。したがって、受益者の責任を上記の理由で認めようとする場合には、受託者を含めた関係者間における負担ないし責任の配分に関する認定が、さらに必要となってくるであろう。

以上のことからすると、裁判所による契約の解釈と法の適用という次元においては、本判決のように、契約当事者の意思を事実に基づいて解釈し、当事者による明確な排除の意思が示されているのでない限り、法律の規定を素々と適用することが、理論上も実務上も、妥当な結果を導くものと思われる。

* 本判決については、山下純司・平成 24 年度重判解（ジュリ 1453 号）83 頁、大山和寿・判評 646 号（判時 2163 号）15 頁、沖野眞巳・金法 1940 号 60 頁、吉永一行・民商 146 卷 6 号 588 頁、高橋寿一・法の支配 167 号 67 頁、角紀代恵・金融判例研究 22 号 67 頁、水野信次・銀法 739 号 70 頁、756 号 95 頁がある。なお、原審判決については、樋口範雄・NBL937 号 10 頁が、第 1 審判決については、佐藤勤・金判 1324 号 2 頁、伊室亜希子・明治学院大学法律科学研究所年報 27 号 413 頁、同・明治学院大学法科大学院ローレビュー 13 号 1 頁、水野信次・銀法 714 号 89 頁がある。